⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本案件に係る優先交渉権者選定通知の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「Ｒ８－９朝日温海道路早田トンネル工事にかかる設計業務及びＲ９－11朝日温海道路早田トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者選定通知日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む。））」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年９月11日

支出負担行為担当官

デジタル庁会計担当参事官　甲元　信宏

◎調達機関番号　027　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　国土交通省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年10月２日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１番３号東京ガーデンテラス紀尾井町19階　デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントソリューションサービス担当　赤坂、長谷、本木　電話03―6853―0291、03―6891―0888

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年９月11日から令和８年10月２日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムに掲載する。

４　仕様書案の説明会

実施しない。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the Services to be required : Construction and maintenance of Network for migration to the Government Solution Services of Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 12 : 00 PM, 2 October, 2026.

⑷　Contact point for the notice : Digital Agency, 1―3 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0094 Japan TEL 03―6853―0291, 03―6891―0888

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年９月11日

外務省大臣官房会計課長　菅原　清行

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第120号

１　調達内容

ただし、令和９年度予算成立を条件とする。

⑴　品目分類番号　57

⑵　購入等特定役務及び数量　令和９年度「外務省職員の本邦・在外公館間の転居にかかる引越業務」

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年10月２日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房人事課　佐野　香穂　電話03―3580―3311　内線4684

Email：tenkyo-info@mofa.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年９月11日から令和８年10月２日午後５時00分

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 57

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Moving services for Ministry of Foreign Affairs officials relocating between Japan and overseas diplomatic missions.

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m. October 2, 2026

⑷　Contact point for the notice : SANO Kaho, Personnal Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 ext. 4684

Email : tenkyo-info@mofa.go.jp

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年９月11日

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　池上　直樹

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　件名及び数量

感染症サーベイランスシステム改修業務（令和９年度）一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年10月２日11時00分（郵送による場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１－２－２　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第一係　髙松　電話03―5253―1111（内線7918）

メール　keiyaku1@mhlw.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年９月11日から令和８年10月１日まで。

⑵　交付場所　調達ポータルサイト（https://www.p-portal.go.jp）の「調達情報検索」から該当案件にアクセスし入手すること

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : A set of Modification of the system for the National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases 2027

⑶　Time-limit for the submission of comments ; 11 : 00 October 2, 2026